

## 会議結果報告書

会議の名称	令和2年度札幌市子ども・子育て会議児童福祉部会
日時・場所	令和2年11月12日（木）14：00～15：30 札幌市教育文化会館 3階 研修室305
出席委員 6名／8名中	松本 伊智朗（部会長）、大場 信一、北川 聡子、末武 真紀、 遠山 博雅、箭原 恭子（敬称略）
傍聴者数	1名

議事	概要
1 第3次札幌市児童相談体制強化プランについて	<p><b>&lt;審議概要&gt;</b></p> <p>事務局より以下の資料について説明し、審議を行った。 （報告事項） 児童家庭支援センターの整備について</p> <p>議題(1) 第3次札幌市児童相談体制強化プランについて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資料1 札幌市の児童相談に関する課題と基本的方向性、具体的取組(案)について</li> <li>・(参考) 第2次札幌市児童相談体制強化プランの取組一覧と取組結果</li> </ul> <p>議題(2) 検証報告の提言に関する外部評価の進め方について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資料1 外部評価の今後の進め方について（案）</li> <li>・資料2 子ども虐待による死亡事例等の国による検証について（第17次報告）</li> <li>・資料3 令和元年6月死亡事例に係る実母の交際者（被告）の裁判員裁判の概要について</li> <li>・資料4 第2回札幌市児童虐待防止対策推進本部会議資料</li> </ul> <p><b>&lt;各委員からの御意見・質疑等&gt;</b></p> <p><b>○児童家庭支援センターの整備について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・札幌市児童家庭支援センター取扱要綱に基づいて設置しているということだが、国の要綱と異なり、児童養護施設と乳児院のみに限定している理由は何か。</li> <li>→国の要綱が制定された当時は、養護施設などに附置としていて、その後、NPO法人等に拡大されたという経緯がある。</li> </ul> <p>札幌市は、当初、国と同じよう開始したが、担っていただく業務が、一時保護委託、初期調査、ショートステイの調整など、養</p>

護施設との連携が非常に深い業務が多かったため、当面の間、養護施設や乳児院への附置ということで拡大を進め、国の改正に合わせて要綱は変えていないところである。

- ・要綱を制定した当時から状況は随分と変わってきていることに鑑みて、札幌市においても国と同様の形とすることについて、検討を進めていただきたい。

### ○第3次札幌市児童相談体制強化プランについて

- ・子ども権利擁護についてを一項目とすることは、とても大事なことであると思う。その中で、具体的な取組の中に「権利ノート」の活用の徹底という項目があるが、権利ノートは年齢に応じて使いやすい、使いにくいという課題と、権利ノートに関する説明方法という課題があり、施設又は里親委託を行った際、当事者である子どもがきちんと受け止めているかどうかの確認や検証が必要であると思う。

同じことが、児童虐待防止ハンドブックについても言えて、せっかく作成したものが、十分に利活用される方策等を打ち出していくことが重要であると思う。

→権利ノートの活用については、社会的養護経験者のヒアリングする中で、上記と同様の課題があると認識していたところ。

権利ノートについて、現時点で年齢によりたくさんの細分化を行っている訳ではないが、例えば、説明の方法、周知や確認、説明する場面などを工夫してまいりたい。

- ・使い勝手の良さという点で考えると、小学生用と中高生用ぐらいは分けた方が良い。近年は、体罰など様々な法改正があったため、それらを盛り込んだ改訂版の作成等を検討していただきたい。
- ・「2 具体的取組の3.(4)」キャリア形成等々について、これは情報提供であるが、厚労省の専門委員会でも検討しているところである。その中で、資格をつくり、どの範囲に適用させるのかということについて議論は分かれているが、中堅職員のスーパーバイザーの確保が必要であるということについては意見が一致していて、年内には最終報告が行われる予定である。
- ・思春期・若年期の女性への支援等々について、過去の検証報告を改めて読み直してみたところ、1回目の事案が12、3年前で当時19歳、2回目、3回目の事案も10代後半で、精神保健の問題が絡

んでおり、昨年度の事案も同様のことが言える。やはり、10代後半の制度的な支援の枠組みがないところ、DV、特定妊婦といったことが事案の背景にあり、ターゲットは割と明確である。

国の統計等によると、特定妊婦は平成31年で842人、10代の妊娠、10代の母親が147人で、北海道では、例えば、19歳の女性で人工妊娠中絶経験のある方が約1.6%となっている。

いろいろな統計から算出すると、約3人に1人が出産を選択して特定妊婦という行政枠になるが、被害体験なども含めて、おそらくは人工妊娠中絶を選択した方のほうが支援ニーズは高いにもかかわらず、そこに対応する制度的枠がない。

実際に機能しているかどうかは別として、18歳までであれば児童福祉法の対象となるが、それを超えると法の枠からも外れてしまい、学校を中退等していると、どこからも手が届かなくなってしまうことが、過去の検証報告を改めて読み直してみても分かった。

例えばDV関係で言うと、婦人相談員の根拠法は売春防止法となっていて、実情と規定と合致していないと思われる部分があるなど、制度の穴をどのように埋めていくのか、議論を重ねて、つくっていく必要がある。

10代の妊娠というだけではなく、人口妊娠中絶も含めて、行政枠に入れないところをどうするのかといったときに、精神保健の枠やDV関係の婦人相談員などが関係してくるので、その辺りの連携をどう構築していくのかということがポイントになる。

公衆衛生領域での精神保健は行政枠の中にあると思うが、おそらく札幌市はそこが弱いので、そこをどう充実させていくのかということと、妊婦と母という支援の枠だけではない形のときに、思春期・若年期のメンタルヘルスの問題という枠で重視するという方策もあり、それも見越した形で検討することが重要であると思う。また、DV絡みで売春防止法が改正される際は、婦人相談員の法的な位置づけも変わってくると思うので、思春期・若年期の女性への支援の枠組みに関連して、区役所内の婦人、母子、精神の各相談員の連携の枠組み検討することも重要であると思う。

- ・「2 具体的取組の1.(4)」の職員研修について、職員の中に、施設職員や里親も含めていただきたい。

→施設の職員も想定はしている。子どもの権利擁護に関する説明や意見表明の場を確保するに当たって、施設の職員が児相や区

の職員と一緒にいる場合もあると思うが、児相ではこのような取組を行っているので、施設ではこういったことをお願いしなすといった整理ができれば、研修なども一緒にできるのではないかと考えている。

- ・「2 具体的取組の4.(5)」の母子生活支援施設について、24時間体制となっておらず、施設の機能として十分ではないと思う。24時間体制とするためには、施設や人員等を改善していく必要があると思う。

→体制として十分かという課題はあるが、母子と一緒に生活できる施設であるということで、他の施設にはない機能を持った施設であると考えている。

児童相談所として、急激にたくさんの人数を受け入れてもらうことはないとしても、母子生活支援施設の機能を生かした中で、適合するケースについて依頼する、または既に施設で生活している方々に対して、より良い支援ができるよう一緒に検討していくことは必要であると考えている。

施設側の体制強化という課題もあるとは思うが、すでに児童相談所が一緒になって支援しているケースもあることから、そのような取組も含めて、本資料のような形で計画に記載したいと考えている。

- ・母子生活支援施設については、こういった計画に記載されずに、「飛び地」になっていたところがあると思われる。現在の法的な枠組みの中で、母子を分離しないでケアできるリソースであることから、どのように強化、充実することができるかという観点で、まずは議論を開始する必要があると思う。また、DV関係のシェルター機能、周産期のときの対応なども議論の一つになると思う。詳細は不明だが、このような議論は、全国母子生活支援施設協議会など全国レベルのところ、すでに行われているのではないかなと思う。

- ・母子生活支援施設には、指定管理者が運営している施設や、認可を受けて民間が運営している施設などがあり、施設によって考え方が異なっていることがある。

当該施設の活用に当たっては、こういった点も含めて議論していく必要があると思う。

- ・若年の妊婦に対する支援をどこが行うのか、「ぶら下がっていると

ころ」はどこなのか、ということが議論になると思う。学校にぶら下がって入れば、そこが一つの手がかりになるが、どこにもぶら下がっていない、帰属する集団のない人、当事者側から見ると助けを求める場所がない人が多い。

そういった方々への支援としては、例えば、ひきこもりの関係や若者の支援というところが少しでも実態を把握しているのであれば、現在どういったところに帰属しているのか調査や連携することから始めていただきたい。

- ・制度の枠組みがない中で、問題として認識してはいるが、どのように支援して良いか分からないということは、学校・教育現場、社会的養護、さらには母子保健、児童虐待などにもあって、それぞれで対応に苦慮していて、「何かあれば、また相談してね」で終わっていると思う。

プラン策定をきっかけとして、札幌市のモデルというような形で、少しずつでも方策等を出していけるように、児童福祉部会で議論ができればと思う。その際は、精神保健や子どもの障がい、DVの問題が関係してくることが多いので、その辺りとどのように連携していくのかということが、大きな議題になると思う。

- ・コロナ禍で店が閉店していることなどから、10代後半の母子から相談を受けることが増えたと感じている。状況を確認の上、施設を案内すると、門限といった規律に反応してしまう。

潜在的な需要はあると思うが、どのように支援していくのが良いか難しい部分がある。

#### ○検証報告の提言に関する外部評価の進め方について

- ・評価そのものは次年度に行うこととし、来年2、3月頃の児童福祉部会で評価の方法や進め方について改めて具体的に提案があり、確認していくという理解でよいか。

→児童福祉部会に外部評価の評価組織として、評価を行っていただく。評価の手法については、児童福祉部会の中に評価のワーキングを設置のうえ、報告を取りまとめて児童福祉部会に提出し、児童福祉部会として公表するというように、検証報告と同様のスタイルを想定している。

- ・ワーキングのメンバーは、昨年度の検証報告の作成に携わっていた方に加え、携わっていない方や、札幌市外の専門家など

	<p>もメンバーに加え、第三者的観点、公平性を担保した形で評価してもらうことが重要であると思う。</p> <p>→メンバーについては、児童福祉部会部会長と事務局で協議のうえ、来年2、3月の児童福祉部会で案としてお示しし、ご承認をいただきたいと考えている。</p>
--	---